特別養護老人ホーム「なごみ」事業運営規程

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人ライフサポート協会(以下「法人」という)が設置運営する特別養護者人ホーム「なごみ」(以下「なごみ」という。)が介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とするものです。

第2条(基本方針)

「なごみ」における事業は、利用者がその人らしい生活の継続をめざしていきます。一人ひとりの利用者とのかかわりを大切にし、いつかここも「わが家」と思っていただけるような家庭的な雰囲気の支援に努めます。利用者の立場に立って、ゆっくりと寄り添い、その方のペースで生活できるように支援します。おいしく食べ、気持ちよくお風呂に入り、豊かな人間関係の下で個性ある楽しいくらしが送れるように支援します。

第3条(運営方針)

- 1 「なごみ」におけるサービスは、要介護 3 以上の認定を受けた方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方を対象とします。
- 2 「なごみ」におけるサービスは、施設サービス計画に基づき、利用者及びその家族等への説明と同意をふまえて実施するものとします。
- 3 サービスの計画・提供にあたっては、利用者の人権を尊重し、常にその方らしい生活 を第一に考えます。
- 4 法人は自ら提供する「なごみ」におけるサービスの質の評価を行い、常にその改善を 図ることに努めます。

第4条(事業所の所在地)

特別養護者人ホーム「なごみ」は大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号に事業所を おきます。

第5条 (利用者の定員)

「なごみ」利用者の定員は30名とします。

第6条 (職員の区分及び定数)

「なごみ」に以下の職員を置きます。

- (1)施設長(管理者) 1人(常勤) 職員及び業務全般の管理にあたります。
- (2) 医師 1人(非常勤) 利用者の健康管理にあたります。
- (3) 生活相談員 1人(常勤) 利用者からの相談に応じます。
- (4)看護職員 3人(常勤・非常勤) 利用者の健康管理にあたります。
- (5) 介護職員 19人(常勤・非常勤) 利用者の介護・介助にあたります。
- (6)機能訓練指導員 1人(常勤・看護職員が兼務) 利用者の必要に応じて機能訓練にあたります。
- (7) 管理栄養士 1人(常勤) 利用者の食事管理及び献立の作成、栄養管理にあたります。
- (8)介護支援専門員 1人(常勤) 利用者のサービス計画の作成・変更にあたります。
- (9) 事務員 1人(常勤) 施設の事務にあたります。

第7条(サービス内容)

「なごみ」では、利用者の自立支援及び日常生活の充実にむけて、利用者の状況に応じて、次のサービスの提供を行います。

- ① 栄養並びに利用者の状況・嗜好を考慮した食事の提供。 ※ユニットごとで調理をし、食事を提供します。
- ② 入浴の自立を意識した1週間に2回以上の入浴。
- ③ 各利用者の排泄リズムに合わせた自然な排泄への援助。
- ④ 調理・洗濯等日常生活を送る上での生活機能の維持改善のための機能訓練。
- ⑤ 利用者の健康状態を管理し、健康維持のための適切な対応。
- ⑥ 適宜に利用者のためのレクリエーションの実施。
- ⑦ 利用者の心身の的確な状況把握に努め、利用者や家族等の相談に応じるとともに、必要な助言・援助。
- ② その他、利用者の日常生活を向上させるための必要な援助。

第8条(サービスの費用)

- 1 「なごみ」において、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合は、利用者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から「なごみ」に支払われる施設介護サービス費の額を引いた金額(おおむねサービス利用料の自己負担額:1割負担か2割負担か3割負担)をいただきます。
- ※3割負担に該当する年収は、「合計所得金額(*)220万円以上」かつ「年金収入+その他の所得の合計が340万円以上の人」が対象になります。

(単身者で年金収入のみの人の場合、年間344万円以上)

- ※2 割負担に該当する年収は、「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入+その他の所得の合計が単身世帯で 280 万円以上(夫婦世帯なら 346 万円以上)」が対象になります。 ※1 割負担に該当する年収は、「合計所得金額 160 万円未満」かつ「年金収入+その他の所得の合計が単身世帯で 280 万円未満」が対象になります。
- 2 「なごみ」において、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合は、利用者から受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間で不合理な差額が生じないようにします。
- 3 「なごみ」では、前二項の支払いを受ける額のほかに、以下のような居住費及び食費、 日常生活費用の額を利用者からいただくことがあります。ただし、「特定入所者介護サービス費」の受給対象となる方の場合は、定められた負担限度額をお支払いただきます。
- 4 「なごみ」は、後項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供及び変更に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。
- 5 「なごみ」では、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとします。
- 6 「なごみ」は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとします。
 - 1)居住費(1日あたり)個室は1,340円 多床室は855円
 - 2)食費(1日あたり) 1,392円 ※2021.8~1,445円に変更

3)日常生活用品の提供実費(税込)4)嗜好品(飲み物)の提供実費(税込)5)特別メニューの食事・飲み物の提供実費(税込)

6) 理美容サービス 実費(税込)

7) 金銭管理費 不要

8) レクリエーション、クラブ活動費 実費(税込) 9) 健康管理費(インフルエンザ予防接種など) 実費(税込)

- 10) その他、利用者の個別要望に沿ったサービス 実費(税込)
- 11) 複写物(コピー代)

1枚につき 10円(税込)

7 「なごみ」では、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、自己負担額では264円となります。居住費については、個室1,340円 多床室は855円です。なお、7日以上の入院による居住費につきましては「特定入居者介護サービス費」が適用されませんので、第1段階から第3段階の方は、個室1,340円・多床室855円をお支払いただきます。

また利用者・家族の同意の下で入院中の居室をショートステイに活用させていただいた 場合は利用料金および居住日は発生しません。

第9条(入居手続きの説明及び同意)

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、運営 規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に必要な重要事項を記した 文書を渡して説明を行い、その同意を得るものとします。

第10条(提供拒否の禁止)

「なごみ」は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはありません。

第11条(サービス提供困難時の対応)

利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込み者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院もしくは診療所、または介護者人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

第12条(入退所)

- 1 「なごみ」は、身体または精神上の困難があり、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方に施設サービスを提供するものとします。
- 2 利用申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅介護サービス利用状況等の把握に努めます。
- 3 「なごみ」は、利用者についてその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、 利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討します。
- 4 居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な対処のために必要な援助を行います。

第13条(施設サービス取扱方針)

- 1 「なごみ」は、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に役立つよう、心身の状況に応じて、利用者に適切な援助を行います。
- 2 「なごみ」は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配 慮してサービスを行います。
- 3 「なごみ」の職員はサービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨として、利用者または 家族に対し、援助する上で必要な事項について、わかりやすく説明をします。
- 4 「なごみ」は、サービスの提供に当たって、利用者または他の利用者等の生命または 身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動 を制限する行為は行いません。
- 5 「なごみ」は、前項の身体的拘束等を行う場合には、以下の手続きにより行うこととします。
 - (1) 身体拘束虐待委員会を設置します。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。
 - (3)利用者またはその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。
- 6 「なごみ」は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

第14条(虐待の防止に関する事項)

- 1 「なごみ」は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止策のために、次の措置を講じるものとします。
 - (1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施・指針の整備
 - (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- ・虐待防止に関する責任者(施設長)選定 虐待防止に関する担当者(副施設長)設置
- 成年後見制度の利用支援 相談窓口の設置(生活相談員の配置)
- 2 「なごみ」は、サービス提供中に、当施設又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市 町村に通報するものとする。

第15条 (緊急時の対応)

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとるとともに、「なごみ」があらかじめ定めた協力医療機関への連絡等の必要な措置をとることとします。

第16条(事故発生時の対応)

- 1 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 2 「なごみ」は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行ものとします。
- 4 事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から、 事故報告書を作成し、分析を通じた改善策を施設職員に周知を図ります。
- 5 職員に対する事故発生防止するための研修の実施・指針の整備・委員会の開催
- 6 組織的な安全対策体制の整備・事故発生の防止の安全対策担当者(副施設長)設置

第17条(非常災害対策)

- 1 「なごみ」は、非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に 提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、定期的に避 難、救出、訓練(シュミレーション)の実施、その他必要な訓練を年2回以上行います。
- 2 「なごみ」は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定めます。

第18条(衛生管理等)

- 1 「なごみ」は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- 2 「なごみ」は、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じます。
- 3 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を行います。

第19条(重要事項の掲示)

「なごみ」は、見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、 苦情解決体制の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示と<mark>閲覧</mark> 可能な形としてファイル等で備えて置くこととします。

第20条(秘密保持等)

1 「なごみ」職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならず、同時に「なごみ」は、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

2 「なごみ」は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとします。

第21条(苦情解決)

「なごみ」は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者及びその家族からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 利用者からの苦情に関して市町村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、 その内容を市町村に報告します。

第22条(地域との連携)

- 1 「なごみ」は、運営に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- 2 「なごみ」は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する人が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するようつとめます。

第23条(記録の整備)

「なごみ」は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供日から5年保存します。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様およびその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを えない理由の記録
- (4) 利用者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

第24条(法令との関係)

この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによります。

第25条(その他サービス利用にあたっての留意事項)

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り頂きます。

- 1 面会は、午前7時00分から午後9時00分までとさせていただきます。 (事前に連絡がいただける場合は、上記に定める時間以外でも面会できます。)
- 2 消灯時間は、原則、午後9時とさせていただきます。
- 3 1階フロアに関しては、原則、午後10時30分にてセコム管理させて頂きます。
- 4 外泊は、予定される前日までに所定の届出用紙にて提出してください。
- 5 喫煙は、施設内所定の場所でお願いします。(居室内厳禁)
- 6 設備及備品の取り扱いは、本来の使用方法にしたがって利用してください。
- 7 他利用者への迷惑行為は禁止です。
- 8 アルコール飲料や嗜好品の持ち込みは可能です。
- 9 受診や救急搬送時は、出来る限りご家族様の付き添いをお願いいたします。
- 10 職員へのお心遣いは、堅くお断りさせていただいております。
- 1 1 職員の制服はございません。理由としては、利用者と距離を近づける為に、私服を着ることにより、利用者とのコミュニケーションのツールとして対応させて頂いております。

附則

この規程は、2004年4月1日から施行します。 この規程は、2005年10月1日から施行します。 この規定は、2012年4月1日から施行します。 この規定は、2015年1月1日から施行します。 この規定は、2015年1月1日から施行します。 この規定は、2015年4月1日から施行します。 この規定は、2017年3月1日から施行します。 この規定は、2018年4月1日から施行します。 この規定は、2019年10月1日から施行します。 この規定は、2019年10月1日から施行します。 この規定は、2021年4月1日から施行します。